

令和7年度IHドリームシート招待事業業務委託 公募型プロポーザル方式募集要領

1 委託業務の概要

(1) 委託業務名

令和7年度IHドリームシート招待事業

(2) 委託業務の目的

本委託業務は、Jヴィレッジを拠点に県内で固定開催される全国高校総体(IH)サッカー競技を県内の小中学生等が観戦することで、交流人口拡大を図るとともに、身近な目標を与え、サッカーへのモチベーション向上と夢の実現に寄与する。

また、サッカーの聖地 J ヴィレッジを、県内の子どもたちにとって、近い将来の憧れの場所としてブランディングすることで、地元福島への誇りや愛着とともに、県内におけるサッカー機運の更なる醸成に繋げる。

(3) 業務内容

委託業務目的達成のため、以下の業務を実施すること。なお、詳細については、別紙「令和7年度IHドリームシート招待事業業務委託仕様書(案)」(以下「仕様書(案)」とする。)のとおり。

① IH観戦企画

県内の小中学生等(240名程度)が、Jヴィレッジで行われるIHを観戦する機会を設けること。

② サッカー教室・サッカー大会・講演会等企画

観戦企画に参加した小中学生等向けにサッカー教室やサッカー大会、講演会等を行うこと。

③ モチベーション向上企画

IHを観戦した小中学生等が、感想や夢を発信する機会を設けること。

(4) 委託期間

委託契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

(5) 委託先選定数

1者

(6) 委託契約額の上限

4,300,340円(消費税及び地方消費税を含む)

2 本プロポーザルに関する書類の提出先及び担当部署(問い合わせ先)(以下「事務局」という。)

福島県企画調整部地域振興課(地域政策担当)

所在地 〒960-8670 福島市杉妻町2番16号(本庁舎5階)

電話 024-521-7102(直通)

メールアドレス tiikishinkou@pref.fukushima.lg.jp

3 スケジュール

項 目	日 程
募集公告	令和 7 年 4 月 2 5 日（金） ※予定。決裁後すみやかに開始
質問受付期限	令和 7 年 5 月 8 日（木）午後 4 時
質問に対する回答	令和 7 年 5 月 1 3 日（火）※予定
参加申込書提出期限	令和 7 年 5 月 1 9 日（月）午後 4 時
企画提案書等の提出期限	令和 7 年 5 月 2 6 日（月）午後 4 時
選定結果の通知及び契約締結	令和 7 年 6 月上旬

4 プロポーザル参加者の資格

本プロポーザルに参加する者は、以下に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 本県及び国の機関における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと（国の機関に係るものは贈賄、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る。）。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

- (5) 県税を滞納している者でないこと。
- (6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

5 募集要領等の入手方法

募集要領及び各種様式については、福島県地域振興課ホームページからダウンロードすること。なお、窓口又は郵送等での配布は行わない。

・ホームページアドレス：<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11025a/>

6 質問の受付及び回答

本プロポーザルについて質問がある場合は、質問書（第1号様式）を以下により提出すること。

（1）提出期限

令和7年5月8日（木）午後4時まで（必着）

（2）提出方法

2の事務局宛に電子メール又はFAXにより提出すること。電子メールの件名は「【質問】IHドリームシート招待事業」とし、電子メール、FAXともに送付した旨を事務局まで電話すること。

なお、電話による質問には応じない。

（3）質問に対する回答

質問書に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、福島県地振興策課ホームページにおいて公表する。なお、個別の回答は行わない。

（4）回答日

令和7年5月13日（火）（※予定）

7 参加申込書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、参加申込書（第2号様式）を以下により提出すること。

（1）提出期限

令和7年5月19日（月）午後4時まで（必着）

（2）提出方法

ア 事務局宛に電子メール、FAX、郵送又は持参により提出すること。

・提出先メールアドレス：tiikishinkou@pref.fukushima.lg.jp

・提出先FAX 024-521-7912

※ 電子メール又はFAXにより提出した場合、事務局まで提出した旨を電話すること。なお、企画提案書の提出時に原本もあわせて提出すること。

※ 持参の場合は、県庁開庁日の午前9時から午後4時までとする。

※ 郵送する場合は、郵便書留により、提出期限までに到着するように送付すること。

※ 参加申込書の受領後、参加資格等不備がない場合は、参加申込書に記載の電子メールへ確認結果を通知する。

イ 留意事項

提出期限までにプロポーザル参加申込書を提出しなかった者は、8に定める企画提案書の提出ができない。

8 企画提案書等の提出

企画提案書は、次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和7年5月26日（月）午後4時（必着）

(2) 提出方法

事務局宛に持参又は郵送により提出すること。

ア 持参する場合は、提出期限まで（ただし、土曜日、日曜日を除く。）の午前9時から午後4時までとする。

イ 郵送する場合は、郵便書留により、提出期限までに到着するように送付すること。

ウ C D - R O Mや電子メール等の電子媒体及びファクシミリによる提出は認めない。

(3) 提出書類

ア 企画提案書（A4版横、横書き、左上綴じ。表紙には「令和7年度IHドリームシート招待事業業務委託提案書」と記載し、余白に社名を記載すること。）

※仕様書（案）の内容及び下記9の評価基準を踏まえ、想定している事業内容に加え、応募者としてのアピールポイントを明記すること。

イ 事業者概要書（第3号様式）

ウ 業務実施体制書（第4号様式）

エ 見積書（任意様式でA4版とする）

※見積の総額及び内訳について作成し、社名の下に担当者名・所属部署、連絡先を記載すること。

(4) 提出部数

7部（正本1部・副本6部）

9 提案書の評価基準

提案書の評価項目及び評価基準は、別表「プロポーザル評価項目及び評価基準」のとおり。

10 提案書の審査及び委託候補者の選定

(1) 審査方法

プロポーザル参加者からの提案について、福島県はこれを総合的に評価し、委託候補者及び次点の者を選定する。

(2) 審査（書面審査）

プロポーザル参加者から提出された企画提案書について、上記9に定める評価基準に基づき、審査委員が評価採点を行い、その点数を合計する方法により算出した総合得点を参考に、審査会が、委託候補者及び次点の者を選定する。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、プロポーザル参加者全員に通知する。なお、委託候補者とならなかった者は、審査結果通知の翌日から起算して2週間以内に選定されなかった理由の説明を書面により、求めることができる。

11 契約の締結

(1) 委託契約の手続

事務局は福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号）に定める随意契約により、委託契約候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認した上で業務受託者として決定し、委託契約を締結するものとする。

また、委託契約候補者は、契約締結時に同規則に定める契約保証金を納付しなければならない。

ただし、同規則第 229 条各号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

(2) 仕様書の協議

本委託業務の業務委託仕様書は委託契約候補者が提出した企画提案書等をもとに確定するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と委託契約候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。委託契約候補者との協議が整わなかった場合、又は委託契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった者と協議を行うものとする。

(3) 契約金額の決定

契約金額は、協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。なお、見積金額は委託契約の上限額を超えないものとする。

(4) 委託料の支払い

委託料の支払いは、委託業務完了後を原則とするが、委託業務の円滑な実施のため、委託料の一部を前金払することができる。

(5) 事業実施責任者

本委託業務の実施に当たり、企画提案書に記載された実施責任者は、特別の理由がある場合を除き変更することができない。

12 留意事項

(1) プロポーザルに要する経費等は、全て参加者の負担とする。

(2) プロポーザル参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届（第 5 号様式）を提出すること。

(3) 提出後の企画提案書等について、資料の追加や差し替え、再提出は認めない。

(4) 提出後の企画提案書等の内容について、必要に応じて、ヒアリングを行う場合がある。

(5) 提出された企画提案書等は提案者に無断で使用しないが、審査作業に必要な範囲において複製を作成することがある。

(6) 提出された企画提案書等は返却しない。

(7) 失格事項

ア 募集要領等で示す条件に違反した企画提案書

イ 虚偽の内容が記載されている企画提案書

ウ プロポーザル又はコンペ審査委員会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した企画提案書

13 担当課（問合せ先・提出先）

〒960-8670 福島市杉妻町 2 - 1 6 （本庁舎 5 階）

福島県企画調整部地域振興課 担当：上野

電話 024-521-7102 F A X 024-521-7912

E-mail tiikishinkou@pref.fukushima.lg.jp

(別表)

プロポーザル評価項目及び評価基準

審査項目		評価基準	配点
業務遂行の能力		・業務体制、スケジュール、業務実績	20
企画提案能力	1 IH 観戦企画	・県内の小中学生等（240名程度）を集める募集方法となっているか。 ・暑熱対策を施すなど安全に観戦できる体制が取られているか。	25
	2 サッカー教室・サッカー大会・講演会等企画	・講師等を確保できるか。 ・講師や企画内容が、参加者の夢の実現に繋がる魅力的なものとなっているか。	25
	3 モチベーション向上企画	・参加者の感想や夢を効果的に発信することで、参加者のモチベーション向上に繋がる内容となっているか。	25
経 費		・企画内容に対して妥当な見積額か	5
合 計			100